

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要【令和 7 年 11 月】

1 制度概要

項番	項目	制度内容	本市での実施内容
1	目的	全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する	子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備 一時預かり事業が保護者のニーズに対応したものであるのに対し、本制度は子供の成長のために「通う」という考え方を基本とする
2	対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設を除く。）、児童発達支援センター等 ※ 認可基準を満たしていれば、施設類型は問わない	同左
3	対象児童（年齢）	0歳6か月～満3歳未満 （認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用している児童を除く）	同左
4	利用可能時間数	10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間を上限（国は「月10時間」とすることを検討中） （参考）令和7年度地域子ども・子育て支援事業補助上限10時間 ※ 経過措置として、令和8・9年度は、上限時間を3～10時間未満に設定可能（原則として、市町村での条例措置が必要）	同左 利用目的にも影響する可能性があることや保育内容を組み立てるためには一定の時間数が必要であることから、令和8・9年度においても経過措置は適用しない

項番	項目	制度内容	本市での実施内容
5	利用方式	法令上規定はない (1) 定期利用 (2) 柔軟利用	子供の成長の観点から、継続的な支援を前提として、定期利用を基本とするよう、利用者に案内する
6	認可手続	事業を実施するに当たっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について市町村が審査し、認可を行う ※ 第二種社会福祉事業になり、定款への記載が必要 ※ 寄附行為は変更しなくてもよい	同左 児童福祉施設に併設する事業所の手続は、施設認可時の書類の活用などにより、できる限り簡素化する
7	確認手続	給付を行うに当たっての定員設定、利用開始、支援の提供、管理・運営などについて、市町村が審査し、確認を行う	同左
8	給付費	乳児等のための支援給付 公定価格の提示は令和7年12月末予定(地域区分や加算、利用料等の在り方についても併せて検討) (参考) 令和7年度地域子ども・子育て支援事業補助単価 0歳児：1,300円／時間 1歳児：1,100円／時間 2歳児：900円／時間 (加算) 医療的ケア児：2,400円／時間 障がい児：400円／時間 要支援家庭児童：400円／時間	同左 加算認定については、国から示される加算の内容を踏まえて検討

項番	項目	制度内容	本市での実施内容
9	利用料	未定（公定価格の設定と併せて検討） 国が考え方を整理中であるが、給付費の額とは別に設定し、徴収することが可能な仕組みが想定されている （参考）令和7年度地域子ども・子育て支援事業での設定 国基準：300円／時間（各施設で徴収） 低所得世帯等に対する減免あり	国から示される考え方を踏まえ、必要に応じて市基準額（目安額）、キャンセルポリシーを設定
10	従事者向け研修	こどもの安全が確保されることが前提であり、通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められることから、以下の2種類の従事者向け研修を国が開発 ①「保育士資格を有しない者」を対象とする新たな子育て支援員研修コース ②「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材	まずは、②を最大限に活用
11	情報管理システム	予約管理、データ管理、請求書発行の3つの機能を併せ持つシステムを国が構築（令和7年度の改修により認定申請の機能追加あり）	情報管理システムを活用
12	広域利用	令和8年度から法定給付化されることから、他市町村の事業所を利用することも可能（乳児等支援給付を居住市町村で受け、給付費は居住市町村が支出）	本市では、私立幼稚園での実施が想定され、幼稚園の利用が市域を超え、近隣市町村に及んでいる実情を踏まえる
13	その他		事業者が本事業を円滑に実施できるよう、様々な面でのサポートを検討

2 実施方法

項番	項目	制度内容	本市での実施内容
1	実施方式	(1) 一般型 定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式 (在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施) (2) 余裕活用型 当該施設又は事業の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う方式 本事業の認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	同左
2	人員配置基準	(1) 一般型 (0歳児) 児童3人につき1人 (1～2歳児) 児童6人につき1人 ※ 2分の1以上は保育士、保育従事者が2人を下ることはできない(保育士以外の者が本制度に従事するためには、新コースを修了していることを要件とすることが検討されている) (2) 余裕活用型 ※ 各施設又は事業の基準による	同左 市独自基準は設定しない
3	設備基準	(1) 一般型 (0～1歳児) 児童1人あたり3.3㎡以上 (2歳児) 児童1人あたり1.98㎡以上 (2) 余裕活用型 各施設又は事業の基準による	同左 市独自基準は設定しない
4	保育時間	ニーズや受入体制を考慮のうえ、適切に設定	同左
5	開所日数	ニーズや受入体制を考慮のうえ、適切に設定	同左

項番	項目	制度内容	本市での実施内容
6	支援内容	保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じ、乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を提供	同左
7	事前面談	子供及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談（オンラインによるものを含む）を必ず行うこと	本市特有の事情等がないことなどから、条例上は、国基準に定めるとおりとする ただし、基本的には対面によるものとし、子供の様子も確認することを要領等により定める
8	給食	任意 食事の提供を行う場合（施設外で調理して運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において必要な調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を完備	同左
9	親子通園	慣れるまでに時間がかかる児童に対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることが可能 ただし、子供の育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることが内容に留意	同左

3 関係条例

(1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業に必要な設備、保育実施に係る面積、従事者や人数の最低基準等を定める。(＝認可基準)

条例は最低基準を定めるものであることや、保育所や家庭的保育事業、一時預かり事業等との均衡を勘案し、国の基準で定めるとおりとする。

(2) 子ども・子育て支援法施行条例の一部改正

ア 子ども・子育て支援法に基づき、利用者との契約手続等の事業運営に関する事項や給付費の支給に関する事項（利用定員や情報公開等の規定）を定める。(＝確認基準)

本市特有の事情がないことなどから、国の基準で定めるとおりとする。

イ 乳児等通園支援事業に関する事業者、被認定者（認定を取り消された者を含む）の虚偽報告等に過料を科す規定を設ける。

ウ 令和8年度及び令和9年度に適用が可能な利用時間に関する経過措置は適用しない。

(3) 制定等スケジュール

令和7年12月5日～令和8年1月9日 パブリックコメント／子供アンケート

令和8年2月 両条例案提案

4 子ども・子育て支援事業計画の変更

確保方策、提供体制に関することの追記のため、令和7年度中に第3期子ども・子育て支援事業計画の内容を変更する。

※ 本資料は、現時点での国の資料に基づき作成しているため、上記の内容は、今後の国における事業内容の検討結果等に伴い、変更になる可能性があります。